

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（防災担当））

項 目 名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 令和 2 年 3 月 31 日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後 3 年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%（※）又は 18%の特別償却。 （※）港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設</p> <p>【要望の内容】 耐震改修の期限を 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第 43 条の 2 租税特別措置法施行令 第 28 条の 2 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 11</p> <p>港湾法 第 55 条の 3 の 5、第 56 条の 2 の 21、第 56 条の 2 の 22、第 56 条の 5 港湾法施行令 第 17 条の 10 港湾法施行規則 第 28 条の 22、第 38 条</p>	
	平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
	（改正増減収額）	（ － 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害発生後の迅速な被災者支援や災害復旧には、海上からの緊急物資輸送やエネルギー物資輸送が重要な役割を果たすことになる。</p> <p>国、港湾管理者等が総力を挙げて非常災害時の港湾機能の確保に向けた取組を行っている中、港湾の護岸等については、その約4分の1は民有の施設が占めており、老朽化により耐震性が不足し、更新が必要なものが急増している。</p> <p>こうした中、平成23年の東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等の損壊により土砂が流出した結果、航路が閉塞し、船舶の通行に支障をきたす事態が発生した。</p> <p>また、令和4年3月の福島県沖の地震では、航路の閉塞こそ起きなかったものの、岸壁や護岸等が多数損壊した。近時は、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害時の物資輸送に重要な役割を果たす航路の機能確保のためには、民有護岸等の耐震化の一層の促進が必要である。</p> <p>これまで、本特例措置による支援とともに、護岸等の地震に対する安全性に係る点検結果の報告徴収や港湾管理者による立入検査等の取組により、技術基準への適合状況を確認し、民有護岸等の耐震改修を促してきたところである。</p> <p>加えて、技術基準に適合していない施設における耐震改修の実施やシミュレーションによる航路への影響調査等の、民間事業者による取組が行われてきたところであり、国において「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成30年6月）」を作成するなど、民間事業者の取組に資する技術的支援を行ってきた。</p> <p>一方で、民間事業者が耐震改修を実施するに当たっては、多額の資金を要することが事業活動に影響を及ぼす上、昨今の建設資材単価や人件費の高騰、物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、当初の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況である。</p> <p>このため、耐震改修の努力義務に係る新たな措置を検討するとともに、本特例措置による支援を継続することにより、民有護岸等の耐震改修を促していくことが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（令和2年5月） 政策：7. 防災 施策：7. 防災に関する施策の推進 ○「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日中央防災会議決定）において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31

		<p>日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。</p> <p>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。</p>
	政策の達成目標	耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間：令和5年4月1日～令和8年3月31日
	同上の期間中の達成目標	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となるもの(14施設(令和4年8月時点))について、耐震改修を完了する。
	政策目標の達成状況	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設(47施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数は、令和4年8月時点で14施設である。
	要望の措置の適用見込み	<p>(適用件数) 令和5年度：1件 令和6年度：1件 令和7年度：2件 ※別紙添付(算出根拠の詳細)</p> <p>(適用事業者の範囲) 所有する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修を行う民間事業者</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での優遇の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p>

		達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。																
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置（固定資産税）																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	護岸等の改良に係る無利子貸付制度 （令和5年度要求額：港湾整備事業費2,896億円の内数）																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>民間事業者に対する無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することにより耐震改修を促進するものである。</p> <p>一方で、上記支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本特例措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p> <p>このように、両制度は一体となって特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。</p>																
	要望の措置の妥当性	<p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>																
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>0件 (2件)</td> <td>0円 (1250百万円)</td> <td>0円 (116百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>1件 (4件)</td> <td>341百万円 (4900百万円)</td> <td>17.4百万円 (458百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>0件 (5件)</td> <td>0円 (3700百万円)</td> <td>0円 (343百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：港湾局調べ） ※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のおりである。</p> <p>（前回要望時の適用見込みとの乖離の理由） 本特例措置により上記期間中に全国で耐震性が不足する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修が進むことを想定していたところである。</p> <p>しかし、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建</p>		適用件数	適用額	減収額	平成30年	0件 (2件)	0円 (1250百万円)	0円 (116百万円)	令和元年	1件 (4件)	341百万円 (4900百万円)	17.4百万円 (458百万円)	令和2年	0件 (5件)	0円 (3700百万円)	0円 (343百万円)
			適用件数	適用額	減収額													
平成30年	0件 (2件)	0円 (1250百万円)	0円 (116百万円)															
令和元年	1件 (4件)	341百万円 (4900百万円)	17.4百万円 (458百万円)															
令和2年	0件 (5件)	0円 (3700百万円)	0円 (343百万円)															

		<p>設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）</p> <p>条項：租税特別措置法第43条の2第2項、同法第68条の17第2項</p> <p>適用件数：平成30年度 0件の内数 令和元年度 0件の内数 令和2年度 0件の内数</p> <p>適用額：平成30年度 0（億円）の内数 令和元年度 0（億円）の内数 令和2年度 0（億円）の内数</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成30年度から令和4年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第56条の5第3項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47施設）のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。</p> <p>（耐震改修が必要となる施設数の推移） 平成30年度：47施設 令和元年度：22施設 令和2年度：18施設 令和3年度：17施設 令和4年度：14施設</p> <p>以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2施設で耐震改修を実施したこと、 ・ 3施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、 ・ 3施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成30年6月）」に基づくシミュレーションにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、 <p>が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点（令和4年8月）で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。</p> <p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。</p> <p>なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に</p>

		<p>活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> <p>達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>南海トラフ地震防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの民有護岸等のうち、平成30年度に確立した簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成26年度 創設 平成30年度 拡充・延長</p>